

レンタル収納スペース一時使用申込書兼保証委託申込書 【法人様用】

新興ビルサービス株式会社 御中

裏面「お客様に関する情報のお取扱いについて」記載事項を確認し、貴社が必要な範囲で個人情報を取扱い、利用、提供することに同意の上、申し込み致します。

西暦 年 月 日

名 称	シンコートランク南森町 (第3新興ビル)		No.	m ² (帖)	
フリガナ			電話		
住 所			FAX		
フリガナ			フリガナ		
社 名			代表者	(印)	
メール アドレス			使用理由		
予定 保管品			住所	氏 名	
				氏 名	
			担当者	住所	
			固定電話		
			携帯電話		
代表者			住所		
固定電話					
携帯電話					
代表者の ご親族	(フリガナ) 氏 名				
	固定電話				
	携帯電話				

一時使用条件	礼金等	礼金 (税込)				
		契約事務手数料 (税込)				
		合計				
	使用料等	月額使用料 (税込)				
		合計 (保証対象金額)				
支払方法	口座振替 (支払日：毎月27日)					契約期間
火災保険	(要 ・ 不要)					自 年 月 日
						至 年 月 日
						契約金について
						<礼金> <月額使用料 1ヶ月分 (別途消費税)> <契約事務手数料> <5,000円 (別途消費税)> <初回保証手数料及び年間保証料> <月額使用料×50% (別途消費税)> 及び <月額使用料×50% (非課税)> <使用料金> <当日割り+翌月分 <火災保険> 任意
保証委託	初回保証手数料	円	添付書類	借 主	法人	履歴事項全部証明書
	年間保証料	円	書類の確認			<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了
	別紙「保証委託契約書約款、個人情報の取り扱いについて」記載の各条項を熟読し、その内容を十分理解して合意の上、保証委託契約を申し込みます。 ※契約時に初回保証手数料及び年間保証料をお支払いいただきます。 1年毎更新の際には年間保証料のみお支払いいただきます。		提出書類	自動振替依頼書		()

※履歴事項全部証明書は、取得後6ヶ月以内のものでお願いします。

紹介者	
紹介料	支払日
/25 %	/39.53 %

※本申込後、緊急連絡先に確認のご連絡をさせて頂くことがあります。
※都合により申込をお断りすることがあります。尚、お断りの理由については一切申し上げられません。
※記載事項に事実と相違がある場合、契約はいたしかねます。

お客様に関する情報のお取扱いについて

当社は、今後、お客様との不動産取引に関し、下記書類を必要に応じてご提出頂くこととなります。下記書類に記載されたお客様情報は、下記書類一覧表の通り利用するほか、次の目的で利用致します。

1. 不動産の賃貸借契約、一時使用契約を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること
2. 不動産の賃貸借契約、管理等に関する情報を提供すること
3. 1、2の目的を達成するために必要な範囲で、以下の第三者に情報を提供することがあります。
 - (1) エレベーター保守点検等の設備業者、修理業者、清掃業者、警備会社等
 - (2) 契約の相手方及び売買・賃貸借希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・広告会社、金融機関、司法書士その他の専門家、損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社
 - (3) その他予め守秘義務契約を交わした業務委託先等
 - (4) お客様の同意を得た第三者

- ① 提供される情報は、氏名、住所、電話番号その他必要な情報です。
- ② 提供は、書面、電話、電子メール等の手段で行います。
- ③ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

4. 上記1、2の役務、情報を提供する為に、郵便物、電話、電子メール等により連絡すること
 5. お客様からのお問合わせに依る為、及び4の目的を達成する為に必要に応じて保管すること
 6. 宅地建物取引業法 49 条に基づき帳簿として及びその資料として保管すること
 7. 不動産の賃貸借等に関する価格査定を行うこと
- なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。

- ① 提供される情報は、貸主様、借主様の氏名を含まず、成約物件の特定が困難となる工夫をした物件の概要・成約価格などの項目です。
- ② 提供は、書面、電話、電子メール等の手段で行います。
- ③ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
入居（賃借）申込書	入居（賃借）希望者に契約申込みの意思表示をしてもらうため。
公的身分証明書、印鑑証明書	入居（賃借）希望者、連帯保証人引受予定者の本人確認をするため。
入居・使用希望者の資格に関する参考資料	貸主に対し、入居・使用希望者についての情報を提供し、貸主（または当社）が契約締結を判断するため。
連帯保証人引受承諾書（入居等申込書兼用）	連帯保証人が特定の賃貸借契約につき、連帯保証する意思があることを明らかにするため
連帯保証人引受予定者の資格に関する参考資料	貸主に対し、連帯保証人引受予定者についての情報を提供し、貸主（または当社）が契約締結を判断するため
重要事項説明書	宅地建物取引業法 35 条に定める重要事項を説明するため、同法 49 条に基づき写しを取引台帳として 5 年以上保存します
賃貸借契約書	① 不動産取引における当事者の契約関係を明確にするため。 ② 宅地建物取引業法第 37 条に定める書面を交付するため 同法 49 条に基づき写しを取引台帳として 5 年以上保存します
入退居時の物件状況及び原状回復確認リスト	入退居時に、物件の状態を確認するため
鍵受領書	借主に鍵を渡したことを証明するため
月次報告書	貸主に対し、物件の管理状況を報告するため
賃料等収納状況表	賃料等の収納状況について貸主に報告するため
賃料等収納金の送金について	領収した賃料等について、貸主への送金報告のため
賃料等未払いのお知らせ	賃料等滞納につき、借主に知らせ、支払を促すため
賃料等滞納督促	賃料等未払いのお知らせでも滞納が改善されない場合に、借主に催告するため
賃料等支払確認書	借主に滞納賃料等の支払を約束してもらうため
解約申込書	契約期間中に貸主あるいは借主の都合により賃貸借契約等を終了させるため
期間満了・更新のお知らせ	契約期間が満了するにあたり、貸主側で契約更新してもよいと考えている場合、借主の意向を確認するため
保証金等精算書	保証金等返還の際に精算内容を明らかにするため
定期借家の説明書	定期建物賃貸借契約の場合で、契約締結前に貸主から借主に対し説明するため
定期借家契約終了についての通知	定期建物賃貸借契約で、期間終了の 1 年前から 6 ヶ月前までに貸主から借主に対し通知するため
管理委託契約書	貸主が当社に対し不動産の管理を委託するため
賃貸借媒介・代理契約書	貸主が当社に対し目的物件の媒介または代理を依頼するため
駐車場使用申込書	駐車場使用希望者に契約申込みの意思表示をもらうため
駐車場使用契約書	駐車場使用に関する契約関係を明確にするため
リカー収納パター一時使用申込書	リカー収納パター使用希望者に契約申込みの意思表示をもらうため
リカー収納パター一時使用契約書	リカー収納パター使用に関する契約関係を明確にするため

保証委託契約書約款

賃借人(以下、「乙」という。))と株式会社A(以下、「丙」という。))とは賃借人(以下、「甲」という。))との間で締結された、別紙「レンタルスペース一時使用契約書・保証委託契約書」記載の賃貸物件(以下、「本物件」という。))に係る一時使用契約(詳細は別紙「一時使用契約書」とあり、以下、「原契約」という。))に關し、次のとおり保証委託契約(以下、「本契約」という。))を締結する。

第1条(保証委託契約)

第2条(保証委託契約)

第2条(契約承認の取消・解除) 本契約について承認した後、甲申込みの際の乙の届出情報に虚偽があることが判明した場合、あるいは丙が新たに取得した情報に基づき再審査を行い契約可否の判断が変更となった場合には、本契約締結予定日の前であれば契約承認の取消を、契約締結予定日であれば本契約の解除をできるものとする。

第3条(保証委託料等)

- (1)乙は丙に対し、保証委託料として、別紙「レンタルスペース一時使用契約書・保証委託契約書」I記載の初回保証手数料及び年間保証料を本契約締結時に支払うものとする。
- (2)乙は丙に対し、第16条所定の保証期間の間、本契約締結日より以後1年毎に、別紙「レンタルスペース一時使用契約書・保証委託契約書」のIIに記載された金額を乙丙間で別途合意する銀行口座からの自動引落しで支払うが、丙の指図に基づき、年間保証料として支払うものとする。
- (3)原契約が期間満了前を終了した場合、または第4条第1項に定める使用料が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は丙に対して、本条第1項及び第2項により支払った初回保証手数料及び年間保証料の返還は請求しないものとする。

第4条(保証の範囲)

丙は、乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務のうち、次の各号記載の金銭の支払に關する債務を乙と連帯して保証する。ただし、甲と丙の間で締結される保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではない。

- (1)原契約に基づいて乙が負担する使用料(以下、「使用料」という。))、その他毎月定期的に使用料と共に支払われる費用のうち別紙「レンタルスペース一時使用契約書・保証委託契約書」記載の月額使用料等合計の金額(以下、「固定費用」という。))の滞納分。
- (2)固定費用不払いを理由とする原契約解除後、乙の本物件明渡までに発生する使用料相当の損害金。
- (3)固定費用等不払いを理由とする原契約解除後に本物件の室内に残置された動産の搬出・運搬・保管・処分に係る費用。
- (4)原契約を甲が解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、乙による本物件明渡しまでに要する通知・支払督促・訴訟その他の法的手続きに必要な費用(弁護士費用・甲が丙の承諾を得た支出費用を含む)で、発生したもの。

第5条(保証委託契約申込書及び原契約の変更の届出)

本契約締結後、別紙「レンタルスペース一時使用申込書兼保証委託申込書」の記載内容に変更が生じたとき、又は、原契約が終了したときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかわる変更の内容を届出なければならぬ。

第6条(保証債務の履行)

(1)乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を滞滞したときは、丙は乙に対して何ら通知・催告することなく、保証債務の履行をすることができる。

- (2)丙が保証債務を履行したときは、乙は丙に対し、次の各号に定める金額を速やかに償還しなければならぬ。
 - ①丙の甲に対する保証債務履行額。
 - ②丙の甲に対する保証債務履行のための費用。
 - ③丙の乙に対する求償権実行又は保全を要した費用。
- (3)乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、乙は丙に対し、使用料等の支払日の前日までに、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務を履行しない旨、及び、その事由を連絡しなければならぬ。
- (4)乙は前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできない。

第7条(事前求償)

- (1)乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - ①原契約又は本契約の各条項に一つでも違反したとき。
 - ②仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき。
 - ③破産、特別清算開始、民事再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - ④丙の責に帰すべき事由により、乙が丙の所在が不明となつたとき。
 - ⑤前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (2)丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は民法第461条に基づき抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

第8条(運搬権等の通知)

保証料その他契約に基づき債務の丙に対する支払いが遅延した場合、丙が乙に連絡を取ることを目的として、別紙「レンタルスペース一時使用契約書・保証委託契約書」の緊急連絡先記入欄に記載した連絡先に連絡すること及び支払い滞滞の事実その他別記「個人情報取り扱いについて」第1条に定める個人情報(甲(代理人を含む)、移行通知の委託信業務)において(同様)及び前記の連絡先等に通知する場合があることを予め承諾する。

第9条(遵守事項)

- (1)乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。
- (2)原契約が債務不履行解除後、合意解除又は期間満了により終了した場合、乙は、本物件から速やかに退去して、甲に対し本物件を明渡さなければならない。

第10条(督促)

- (1)乙に使用料の滞納が生じた場合、丙は乙に対し、電報、電話、訪問、封書による通知等相当の手段により支払いの督促をすることができる。
- (2)丙は、乙が原契約または本契約に違反した場合、本物件の合鍵を甲から借り受け、又は、その他の手段を用いて本物件に立ち入ることが出来る。

第11条(清算金の交付)

原契約に基づき甲の担保権の実行により清算金が発生した場合には、丙は甲からその全部又は一部を受領して、本契約に基づく乙の丙に対する債務の弁済に充てることができるものとする。

第12条(再委託)

丙は、本契約に基づき受託した事務の全部又は一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第13条(譲渡担保)

- (1)乙は本契約に基づき丙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づき甲に対する敷金・保証金返還請求権を丙に譲り渡し、丙はこれを譲り受けた。
- (2)乙は、原契約に基づき(敷金・保証金返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第14条(集合物譲渡担保)

- (1)乙は、本契約に基づく丙に対する一切の債務を担保するため本物件内に存する一切の動産類(以下「担保動産」という))につき、その所有権を丙に移転し、占有改定の方法により引渡しを完了した。
- (2)原契約の契約期間の始期以降、本物件内に搬入された動産類は全て、特段の意思表示なくして当然に丙に所有権が移転され、かつ占有改定の方法により丙に引き渡されたものとみなす。この場合、当該動産類も担保動産も担保動産に含まれるものとする。
- (3)原契約が原契約の定めに基づき解除されない限り、乙は担保動産を自由に搬出または処分することが出来、搬出又は処分された動産は担保動産から除かれるものとする。
- (4)原契約が原契約の定めに基づき解除された場合、乙は丙の承諾なくして担保動産を搬出または処分してはならず、丙は担保動産を任意の方法により処分して処分等に関する経費を除いた残額を債務の弁済に充てることができるものとする。

第15条(損害賠償額の制限)

乙は、丙に対して、債務不履行、不法行為その他理由の如何を問わず、原契約又は本契約に關連して30万円を超えて一切の請求をなさないものとする。

第16条(保証期間)

- (1)本契約に基づき委託される保証の期間は、別紙「レンタルスペース一時使用契約書・保証委託契約書」記載の契約開始日より、乙が本物件の明渡しを完了するまでとする。ただし、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合はこの限りではない。
- (2)前項にかかわらず、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約は終了するものとする。ただし、当該事由につき丙の書面による承諾があった場合にはこの限りではない。
 - ①本物件の用途が変更された場合。
 - ②乙の原契約上の地位が第三者に移転された場合。
 - ③原契約に基づく重借権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に追加変更等があった場合。
 - ④原契約の内容に重大な変更があった場合。
 - ⑤原契約の更新時において、乙が丙に支払うべき第3条第1項の年間保証料の既経過年分および当該年分が未払の場合、もしくは乙に支払う意思が無い場合。

第17条 (原契約の変更)

乙は原契約を変更する場合、丙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は上記の承諾が無い限り丙に対しては効力を生じないものとする。当該通知に基づき乙丙間の合意が成立したときは、新たな原契約書を締結することなく当該変更に応じた本契約に関する変更契約が成立するものとする。

第18条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 乙は、暴力団の構成員もしくは準構成員、これらの者もしくは暴力団関係企業・団体の関係者・協力者、又は総会屋その他反社会勢力及びこれらに連関する者(以下「反社会的勢力等」という。)でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (2) 乙は、自ら、子会社及びそれらの役員が、自ら又は第三者を通じて、暴力団な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、虚言を用い又は威力を用いて他人の信用を棄損し又は他人の業務を妨害する行為をしないうことを確約する。
- (3) 丙は、乙が前2項に違反したと丙が判断した場合に、催告なく本契約を解除することができる。この場合、丙は、乙に対し、何らの損害賠償義務を負わないものとする。

第19条 (追加的措置)

乙は、本契約の目的を達するため丙が必要又は適切とみなす契約書その他書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとする。

第20条 (協議事項)

本契約の定めが無い事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等に従い誠意を持って協議の上処理するものとする。

第21条 (合意書類)

本契約に関し、訴訟又は調停の必要を生じた場合には、丙の本居所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

【特約】「リンクルズ」サービス一時使用申込書業保証委託申込書」にて「支払委託を申し込む」の欄に「はい」と記載した場合には、以下の特約を適用するものとする。

特約第1条 (支払委託)

乙は丙に対し、本契約に定めるところに従い、原契約に基づき使用料等の支払いを委託し、丙はこれを受託する。

特約第2条 (支払金の引渡)

- (1) 乙は、丙に対して、原契約に基づき使用料等の支払日(支払日が銀行休業日の場合は、その翌銀行営業日。以下「月落日」という。)において、乙丙間で別途合意する銀行口座からの自動引き落としにより、使用料等に相当する金額を引き渡す。口座振替の場合、引落手数料として乙は1回当たり、金300円(消費税別。尚、消費税率が変更になった場合は、変更後の消費税を適用する。)を負担し、丙に支払うものとする。なお、乙は月落日の前営業日まで(丙、当該銀行口座に使用料等に相当する金額に引落手数料を加えた金額を入金をするものとする。)、預金口座振替依頼書、自動払込利用申込書の不備又は変更・不足などにより、口座振替による支払が不能となった場合には、乙は丙の指定する方法に従い、口座振替予定額に加工して産権手数料金500円(消費税別。尚、消費税率が変更となった場合は、変更後の消費税を適用する。)を支払うものとする。
- (2) 甲が使用料等の集金事務をその代理人に委託している場合には、丙は原契約に基づき使用料等の支払及び本契約第4条第1項に定める保証債務に基づき支払を当該代理人に対して行うことができる。この場合、当該代理人に対する当該使用料等の支払がなされた時点をもって、上記各事項に定める甲に対する債務の履行があったものとする。

個人情報の取り扱いについて

- (提供を受けるもの)
賃貸物件の所有者、賃貸物件の管理者
(提供される情報)
第1条に定める個人情報
(提供する手段)
① 配達記録付の郵便、宅配便
② 暗号化された伝送
③ FAX
④ 委託(委託)

第2条(委託) 当社は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内においての個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、当社は、個人情報の安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

第9条 (個人情報の保護対策)

1. 当社は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的な教育を行い、個人情報の取り扱いを厳重に管理します。

2. 当社の保有するデータベースシステムについて、アクセスの制限・管理を行う必要なセキュリティ対策を講じます。

3. 申込者及び連帯保証人の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合に、個人情報の漏えいがないよう、必要かつ適切な監督を行います。

第7条 (開示対象個人情報への対応について)

1. 申込者及び連帯保証人は、当社が保有する開示対象個人情報について、当社の所定の方法により利用目的の通知・開示・利用の停止・消去
2. 第三者への提供の停止を請求することができます。正確または誤りであることが判明した場合に当社はすみやかに最新の情報へ訂正・追加または削除いたします。
3. 当社は、不法に個人情報取得されたものである場合または不法に第三者に個人情報を提供した場合に、申込者又は連帯保証人の求めに応じて当該個人情報の利用又は第三者への提供(以下「利用停止等」という。)を停止します。

4. 当社は、申込者及び連帯保証人との取引終了後、契約に至らなかつた場合には、審査結果日から5年経過後、申込者及び連帯保証人の事前の承諾を得ることなく、個人情報を安全かつ完全に消去します。

第8条 (本条項不同意の場合の処理)

申込者及び連帯保証人が、本契約において必要な記載事項(申込書及び契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は本契約を拒否することができます。

第9条 (審査結果の有効期限)

申込者及び連帯保証人は、当社が申込者及び連帯保証人からの申込に基づき、当社が審査した時点の審査結果を管理会社または仲介会社へ通知することに同意します。なお、審査結果は審査時点の所定契約締結日(申込者及び連帯保証人に著しい情報の変動や、申込内容の変更等がある場合には、契約で定めない場合)があっても異議を申し立てません。

第10条 (規約の変更)

当社は、本条項を変更した場合、変更内容が申込者及び連帯保証人に重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、申込者及び連帯保証人に通知し又は適切な方法で告知するものとします。

第11条 (問合せ先)

個人情報保護外部窓口
個人情報保護責任者 管理部長
株式会社/ViV
T E L 03-5601-0358(平日10:00~17:00 土日祝日)
e-mail: info@palmajp

株式会社 ViV へ、「当社」といいます。)は、事業を通じてお客様からご提供いただいたさまざまな個人情報の一つ一つがお客様の「プライバシー」を構成する重要な情報であることを深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、健全で、大切に扱うこととあらゆる様々な情報に対し尊敬の念を持って取り扱わない場合、個人情報に関する法律、当社の事業を通じて関係する全員の関係法令および個人情報保護のために定められた社内規定を、全での役員、全での社員が遵守することにより、お客様を尊重し、お客様からの当社に対する信頼にお応えしていきます。

第1条 (個人情報)

「個人情報」とは、下記①ない③に記載されている情報のことをいいます。

- ① 当社所定の保証委託申込書(以下「申込書」といいます。))に記載された氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、勤務先所在地、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤務先年収、月収、家族構成等の「属性情報」(本契約締結後に当社が通知を受ける等して知り得た変更情報を含む。)
- ② 本契約に関する申込書、保証期間日、審査併申込物件詳細等の「契約情報」(本契約に関する契約締結後の資料支払状況等の)「取引情報」(本契約締結後に通知を受ける等して知り得た変更情報を含む。)
- ③ 第2条(利用目的)

当社は、以下の利用目的の範囲内で個人情報を取得・利用致します。

- ① 「保証委託申込」に関する与信判断のため
② 「保証委託契約」の履行のため
③ 保証委託契約の履行に係る債権の求償または事前求償のため
④ 支払い委託業務を行うため
⑤ その他上記業務に付随する業務を遂行するため

第3条 (ペーパーレス化)

申込者及び連帯保証人は、当社が本契約を締結しようとする者が申込者及び連帯保証人本人であることに相違ないかを確認するため、本籍地等の情報を含む運転免許証・パスポートなどの個人を証明する書類の提出をすることを同意します。

第4条 (個人情報の第三者への提供)

- 1 当社は、取得した個人情報の提供を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。
- (1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 申込者及び連帯保証人は、以下の定めに従い、当社が個人情報第三者と相互に利用することに同意します。

(第三者に提供する目的)

- ① 賃貸契約の更新・管理
② 本契約の更新・管理
③ 本契約の対価となる賃貸物件が証券化等されている場合には、当該証券化業務遂行のため
④ その他上記目的に付随する業務を遂行するため